

肥料登録の有効期間の更新等について（ご案内）

1 更新する場合の提出書類等（紙で提出する場合）

① 肥料登録有効期間更新申請書：2部

- ・更新申請書2部のうち、一部を控えとしての返送を希望される場合は、お申し出ください。
- ・代表者印（捺印、割印及び会社印等含む）は不要です。

② 登録証（原本）

③ 収入印紙 8,000円（1件につき）

- ・紛失しないように小袋等に入れて同封してください。或いは申請書に貼付を行う場合は、余白に貼り付けてください。消印等を押しますと無効になりますので、ご注意ください。

④ 登録証を返信する封筒

- ・A4サイズの封筒（簡易書留またはレターパック）

〈参考：令和6年10月時点での料金〉

簡易書留：490円（50gまで）

530円（100gまで。目安として、3件以上の場合や控え返却の場合など）

レターパック：ライト430円、プラス600円

※e肥料（肥料登録システム）にて、電子申請、電子納付、デジタル登録証の発行が可能です。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html

2 事前確認

提出前に更新申請書の下書きをご提示いただければ、内容を確認いたします。

3 提出期限

更新申請書は、有効期間が満了する日の30日前までに提出してください。

4 更新しない場合

肥料登録を更新しない場合は、有効期間の満了後、登録証（原本）を添えて「肥料登録失効届」を提出してください。

5 問い合わせ先・提出先

〒602-8054

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局 消費・安全部 農産安全管理課 肥料担当者

TEL：075-414-9940

メールアドレス：kinki_anzen_kanri@maff.go.jp